

ただ、今のような状況のままマッチング拠出を来年から始めるということになりますと、準備期間としての短さとか、要件がまだ未確定であるとか、そういったことを考えますと、相当コストがかかるということは覚悟しなければいけないと思っております。

○ 柴山年金専門委員長

資産管理機関といいますか、こういったサイドから申し上げますと、ほとんど富手さんの方からおっしゃられたことと重複するのでございますが、やはり事業主資産分と個人分、本人分の事業主返還の問題をどう取り扱うかというところが一番の課題だと思っております。

それから、これもおっしゃられましたけれども、運用を合同でした場合等になりますと運用益あるいは損益ですね。こちらの端数の処理と申しますか、こういったものをどう認識するのか。この辺の定義によりまして制度の持ち方、制度の仕組み、こういったルール等をどういうふうにつくっていくのか。そのつくり込みの期間等についても大きく変わってきて、またひいてはどの程度のお金がかかるのかということがかかわってくる。こんな格好になろうと思っておりますので、この場でどの程度というのはなかなか申し上げられないのですが、いずれにしても検討の期間を十分与えていただきまして、その中で要件に基づきまして御返事をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○ 矢崎課長

マッチングに関してなんですけれども、非常に御要望のある点でありますし、また制度発足時においても検討課題とされたものだというような認識を私どももしています。

今回の税制改正要望でも結論から申し上げますと、私どもマッチングについての税制改正要望は行いませんでした。やはり優先順位としてまず限度額の引上げを図り、制度の裾野といいますか、周辺をやはり厚くするというのが現時点での最大の課題であろうという判断からです。

私どもとしてはもちろん課題としての認識はしておりますが、マッチング自体は5年後見直し規定もありますので将来の課題ではないかという認識を持っているということです。

もちろんマッチングをやるかどうかというときの内部的な検討はいたしましたけれども、行うとすれば先ほどお話ししましたが、限度額の枠内で、例えば五分五分を上限にしてやる。そうなってきますと、ともかく限度額自体が上がらないことには十分な効果は発揮しないだろうというのが1点です。

それからもう一つ、制度、仕組み方をどうするかということはありますけれども、今お話が出ていたようにマッチングを行うとなると企業拠出分と本人拠出分の区分管理は必須ではないか。要するに、もう既にお話されていましたが、返還規定ですとか、あるいは企業給付分をどうするかとか、いずれにしてもマッチングをやるとなると区分管理というのは必要だろうと思えます。そのためにはシステム開発をしていただく必要があるのではないかと。そのコストという問題をどう考えるかということもやはりあるのではないかと思います。

ちょっと口を差し挟むようでもございましたけれども、少なくともマッチングの問題に関して今の時点での私どもの考え方は、今、申し述べたとおりということでございます。

○ 加子座長

それでは、ほかに何か御質疑ございますでしょうか。

○ 徳住委員

御報告どうもありがとうございました。運営管理機関の状況についての御報告の中で、契約件数が362件というような数字がございます。企業年金につきまして、厚生年金基金あるいは適格年金に対しまして、運営管理機関に相当する機関投資家さんから導入の働きかけというか、要するにプレゼンテーションというようなものが行われ、それを踏まえて各企業の中での退職給付制度の在り方をどうしていくのかということを考えて上で、では年金制度を取り込もうかというような形が旧来のスタイルだったと思えます。

この度、新しい企業年金の二法が整備され、また企業年金に対する各企業の意識が非常に高まってきて、これから退職給付制度をどういうふうに分社として持っていくかということについて経営の立場から、あるいは労使で話し合う立場からいろいろ議論をして、これからの在り方を各社で今、議論がされて、それで先行的に実施を導入された企業の方々に集まって今、議論をしているわけですが、各企業に対しまして確定拠出型年金の導入について、運営管理機関として確定拠出型年金のプレゼンテーションをやった結果、それは非常にいいものだということで受託に結び付いたものと、それから各企業で確定拠出年金制度を導入しなければいけないということが既に方針として決まって、それをどこに頼もうかなということと比較検討をして運営管理機関を選ばれたというような形と、

現状はどうか。

例えば、362 件の中でプレゼンテーションを一生懸命おやりになって、それで企業の中での考え方がある程度そちらの方に傾いて導入されたのか。企業自らの中で大体方針が決まって、それを受けられたのか。その辺りの状況がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○ 柴山年金専門委員長

今の御質問でございますが、信託協会ベースとしての統計という意味では残念ながらございませんので、誠に恐縮でございますが、私の個人的な見解という格好でのお答えになろうかと思いますが、それでもよろしゅうございますでしょうか。

私どもの知り得る限りにおきまして、確定拠出年金制度導入の契機というのは退職給付債務問題と申しますか、いわゆる PBO と言われてはいますけれども、こちらの問題に端を発するケースが非常に多かったと思います。比率は感覚的なものでしかお答えできないのですが、9 割方そういった問題だというふうに認識をしております。したがって、企業さんからのオーダーというものはそういった退職給付債務をいかになくす、もしくは小さくするかという論点におきまして、どちらかといいますと財務さん、あるいは総合企画さんとか、社内では言えばそういった部署と申しますか、そのニーズに端を発しながら人事、労政の方と御相談をされて、我々運営管理機関とこちらの方にお話をいただいて、果たしてこの PBO 問題をいかにして解決したらいいのかというプレゼンテーション、この一環が一つの方策としての確定拠出年金という解決策の提示ということになっていようかと思っております。

そういうおおまかな御回答しかできないのでございますけれども、そういった意味でははっきりと確定拠出年金の導入を決めてというよりは、やはり今、申し上げたような PBO 対策の解決策のプレゼンテーションと申しますか、そういった部分がかかなり多かったという認識でございます。

それで、プレゼンテーションをして困ったことがありますかという御質問もいただいたんですが、これこそ私の感覚というもののなので余りこういう発言をするのもいかがかと思っておりますが、やはり会社さんの中で財務サイドと人事サイドで意見がどうしても一致しないこともございますので、どちらの思いに近いプレゼンテーションをするのかというようなことも実際にはあったかと思っております。この辺のところは、私どもとしては判断をどういうふうにしていこうかというところが迷った部分でございます。ぴったりとした御報告にはなりませんけれども、以上でございます。

○ 秦委員

今日はいろいろありがとうございました。

先ほど御提案に対しての御回答をいただいたのですが、誠に申し訳ないのですが、私としてはどうしても不満なところがあるので、言わずもがなかと思っておりますが、もう一度確認をしたい点をそれぞれのポイントについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず拠出の場合の 1 営業日の確認が必要だという議論ですね。私の個人的な意見では、これは確定拠出年金のシステムの問題ではなくて、基本的に各企業と運営管理機関なり何なりの振込みの代わり金の授受のリスクの問題だと思っております。すなわち、大体数の企業の方が 25 日給料日と仮にすれば、朝一番の 8 時でも銀行が開いていたら給料が下ろせると思うのです。

ところが、企業から本当にその前の日に振り込んでお金をもらっていますか。給料は当日の 25 日に銀行が開いてからほとんど落としているのではないですか。ところが、なぜ確定拠出年金の場合は 25 日に入金にならないのですか。これはどう考えても私は矛盾した話だろうと思っております。

確かに企業の中にはその振込みの代わり金のリスクがとれないのであれば給料だって同じだと思っております。そのときは、例えば 25 日付で落とすとか、入金を確認して処理をするということをやればいいだけの話であって、確定拠出年金のシステム全体が 1 営業日の確認が必要だというのは暴論ではないかということですね。これが第 1 点です。

それから、T+α の問題です。私はいろいろな金融機関さん等からも聞いていますし、実は私どもの社員からもいろいろきているのですが、やはりこれから株の投資をしようかなと思うようなときとか、または株を売ろうかなと思うときに、自分の考えている値決めの相場、今この相場ぐらいだからやろうかなと思うタイミングで売買ができないというのはシステムの中で基本的な致命傷ではないのですか。確かに確定拠出年金というのは長期的な運用ですから、長期的な運用ならば一時的に多少狂ってもいいじゃないかという議論は金融機関としてやれる議論なのかどうかということです。

本当のお客様は誰なのか、を承知されているのでしょうか。今みたいに、特にこれだけ経済全体が

揺れ動いているような状況の中で、1日2日の遅れが致命傷になる可能性は幾らでもありますね。そのリスクを制度が負うような形にして、それでいいのだというような仕組みというのはいかがですか。組もうと思えばリアルで組めるはずです。特に確定拠出年金の場合は金が逃げていくわけではない。システムの中から解約して持っていけるわけではないわけです。ですから、単純に株を買ってお金を持って逃げてしまうというものはあり得ないわけです。絶対逃げていけないのだから、そういう仕組みで代わり金が必ず入ることが担保されている仕組みにもかかわらず、代わり金の入金なり何なりがある程度確認されないと次のステップにいかないなどという論理構成は、少なくともどちらのお客さんを見て物事を考えているのかという発想からするとちょっといかがかなと思うのです。その辺は今後のシステム開発を待てば幾らでも可能になることだと思うので、論理的にどう金融機関として対処するかという根本的な思想のところをやはり考えていただきたいということです。

それから、3番目の資産管理機関とJIS&Tさんを一緒にしたらどうか。これは私が申し上げたわけですが、正直言って今日の柴山さんの御回答は、実質企業はもうかっていないでしょう、何百億も赤字を出していますと。金もない。それから、多分、人もいないでしょう。だから、JIS&Tさんにはやらせられなかったとしかお話として聞こえないのです。

そうなのですか。これもどちらを向いているのですか。人がいないのであれば、申し訳ないけれども、かなり小さい信託銀行さんまで含めてすべてこの確定拠出年金の資産管理機関としてのシステム開発をしましたよね。なぜならば、そんなに金のかからないものだからです。もちろん私はJIS&Tさんが大変な金がかかったというのによくわかります。これは本当に大変な投資であったというのにはよくわかりますし、しかも法制の遅れで1年大変なことがあった。だから赤字が大きくなったとか、いろいろそういう問題があるのは十分承知した上で申し上げているわけですが、それに比べて資産管理機関さんのシステムの開発なんて、私はもちろん専門じゃないですけど、少なくとも全部があつという間にそろえたということから考えても、そんなに大したシステムではないのではないのですか。その部分をくっ付けることにどの程度の意味があるのですか。

しかも、それをくっ付ければ、それによって先ほど来申し上げているような実際の受益者、加入員にとって決定的にそこがメリットになる。それは単にそのT+αだけの問題ではなくて、手数料そのものだって一本化してくれば当然減っておかしくはないはず。今はもはや全信託銀行が自分で開発してしまったから、今更JIS&Tさんにくっ付けたくないという気持ちはもちろんわかります。

しかしながら、それはそもそも設計として本当に正しかったのか。もっと言えば言い過ぎになるかもしれませんが、JIS&TさんとNRKというのは2つある必要があったのか。そもそもそのところもだれの責任で2本も立ってしまったのか。よくその辺のところを御反省いただきたいと思います。

○ 加子座長

ありがとうございます。今の秦さんのお話は前回の連絡会議でも出ていたお話ですが、時間の関係もごさいますのでフリートキングをこの後やらせていただきまして、その場でいろいろ皆様から御発言いただければと思います。

それでは、今回の議論のほかに関連の団体などからも制度の改善要望がいろいろあるようでございますので、まず初めに事務局から資料11の「確定拠出年金の運営改善に関する主な要望事項」を御報告いただきまして、その後フリートキングということにさせていただきたいと思います。

○ 松岡企画官

もう時間もなくなってきましたので、簡単に説明させていただきます。資料の11でございませうけれども、これは平成14年度の当連絡会議でいろいろ出された意見をまとめました議論の整理を材料といたしまして関係団体、信託協会や全銀協など、あるいは関係機関、レコードキーパー、運用関連の運営管理機関などから現行制度について改善すべき事項について御意見を伺いました。

さまざまな御意見を伺いましたけれども、その中で主なものをまとめましたので御紹介をさせていただくということで出させていただいております。法律に規定するものや政省令に規定するもの、通知に規定するようなもの等、様々ございますけれども、主なものを挙げさせていただいております。

簡単に御説明しますが、まず1つは規約の変更等の手続き関係でございまして、企業型年金の規約の中で軽微な変更事項がございませうけれども、そういったもので労使合意が容易にできるものがあるのではないかといたした御意見がございました。

それから、複数の企業でやっている場合がございませうけれども、その1つの企業に関わる部分であ

れば、ほかの事業所の労使合意は不要にできないかという御意見がございました。

それから、分社などが行われたときにいろいろ書類の整理等々がございますので、そういうところで手続面での配慮ができないかということがございました。

運営管理機関の中では、変更届についても2週間以内に提出することになってはいますが、延ばせないかということがございました。

それから、加入期間、資格関係で勤続期間が3年に満たない人についての事業主返還規定がございますけれども、当初から3年未満であるということが明確な方について、代替措置を不要にできないかという御意見、御要望がございました。

それから、パートや嘱託以外や契約社員、準社員等の職種についての労働条件が著しく異なっている基準というものを明確にできないかというような御要望がございました。

次に、3番目でございますけれども、運用商品を除外する場合の規定について条件を緩和できないか。これは法の26条に関わるような問題でございますけれども、ございました。

それから、情報提供について先ほどありましたようなイントラネットによる情報提供など、そういったことなどについての弾力的な方法ができないかということがございました。

それから4番目で資産移換でございますけれども、企業型の年金が終了した場合の加入者についての個人別の管理資産の移換期限を定めておりませんので、そこら辺を明確にできないかということがございました。

それから、適年から確定拠出年金に資産移換する場合の移換期限を緩和できないか。先ほど信託協会さんから御要望がございました件です。

それから、非常に少額の資産について企業型での脱退一時金の支給を可能にできないかといった御要望がございました。

それから、記録管理関係ではレコードキーパーの方で原簿として保存義務が課されている情報について事業主からの提供ができていないものがございますので、そこら辺の義務づけができないかというものがございます。

それから、記録の保存期間について短縮できないかといったものがございました。

時間も十分ないかと思っておりますので、この場以外でもまた後ほどでも結構ですので、御意見をいただければと思っております。以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございます。それでは、全般につきまして特に御意見、または御発言をいただけるようなことがございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

よろしいでしょうか。それでは、冒頭に申し上げましたように、傍聴の方から御質問等があればお受けいたしたいと思っております。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、そろそろ時間もまいりましたので、最後に次回の予定につきまして事務局から説明をお願い申し上げたいと思っております。

○ 矢崎課長

本日はどうもありがとうございます。

次回等の取り運びでございますけれども、今回は新しくメンバーに入られた企業における実施状況の報告、それから運営管理機関等からのヒアリング等を行いたいと思っております。

メンバーの方からの御報告につきましては、株式会社三越の小野様から導入状況とか今後の課題などについて御報告をしていただけたらと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(小野委員了承)

○ 矢崎課長

どうもありがとうございます。今回の開催でございますが、1月に入りまして中旬ないし下旬ということで予定させていただきたいと思っております。

具体的日程につきましては後日また調整させていただきまして、決まり次第御連絡申し上げたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○ 加子座長

どうもありがとうございます。これをもちまして本日の連絡会議は終了させていただきたいと思っております。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。